



出生時育児休業（産後パパ育休） がスタートしました！ ～初の労働者向け動画の作成、相談窓口の強化～

令和4年10月1日から出生時育児休業（産後パパ育休）等が施行されています。

京都労働局では、出生時育児休業制度をはじめとした改正育児休業制度等について解説する、初の労働者向け動画「パパ・ママになる労働者の方へ 育児休業について」を作成しました。

また、労働者・事業主双方からの育児休業制度等に関する相談窓口を強化し、みなさまからのお問い合わせに対応いたします。

労働者向け動画

「パパ・ママになる労働者の方へ 育児休業について」

掲載先

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00253.html

京都労働局HP> 各種法令・制度・手続き> 雇用環境・均等関係> 育児・介護休業法



＼15分の動画です！



育児休業制度等相談窓口

窓 口 京都労働局雇用環境・均等室 **TEL 075-241-0504**

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局1階

受付時間 8:30～17:15（土日祝、年末年始除く）

相談の例

【労働者から…】

「配偶者が出産予定だが、どれくらいの期間育児休業を取れるのか知りたい」

「育児休業の取得を申し出たら、上司から取得を控えるように言われた」等

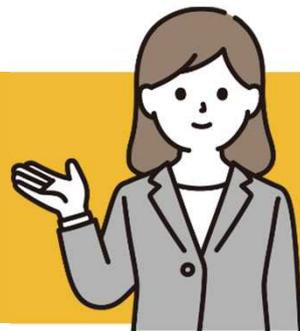
【事業主から…】

「産後パパ育休がどのような制度か教えてほしい」

「どのように社内規定したらよいか分からない」等



改正育児・介護休業法 令和4年10月施行内容の概要



- ・ 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになりました
- ・ 育児休業を分割して取得できるようになりました

	産後パパ育休 (育休とは別に取得可能)	育休制度 (改正後)	育休制度 (改正前)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範 囲で休業中に就業することが 可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能	再取得不可

よくある質問と回答

Q 法改正後は、子の出生後8週以内は4週間までしか休業を取得できなくなるのですか。

A 違います。現行(通常)の育児休業は、改正後も取得できます。

改正後は、現行の育児休業に加えて、出生時育児休業(産後パパ育休)が創設されました。子の出生後8週以内の期間は、労働者が選択し、新制度と通常の育児休業のどちらも取得できるようになりました。

Q 出生時育児休業(産後パパ育休)は、男性だけが取得できるのですか。

A 出生時育児休業(産後パパ育休)の対象期間(子の出生後8週以内)は、出産した女性は通常産後休業期間中なので、この新制度の対象は主に男性ですが、女性も養子の場合などは対象となります。

※育児・介護休業法の改正に関する資料、就業規則の規定例などの改正に関する資料は、厚生労働省ホームページの以下のページに掲載されています。
厚生労働省HP上部の検索窓にて「育児・介護休業法について」と検索

